

伊予市移住者住宅改修支援事業費補助金交付要綱

令和 6 年 4 月 19 日

伊予市告示第 117 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、本市における空き家の有効活用を図り、県外から本市への移住・定住を促進するため、移住者又は地域おこし協力隊員が行う空き家の改修等に要する費用に対し、市が予算の範囲内で伊予市移住者住宅改修支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、伊予市補助金等交付規則（令和 3 年伊予市規則第 9 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において使用する用語の意義は、次の各号に定めるもののほか、規則において使用する用語の例による。

- (1) 移住者 令和 3 年 4 月 1 日以後に県外から市内に転入（県内の高等学校、大学、高等専門学校等への就学、所属する企業等の業務命令に基づく転勤、所属する企業と関連のある企業等への赴任などの定住が見込めない理由その他市長が適当でないとした事由によるものを除く。以下同じ。）をした者（同日以後に県外から県内の他市町に転入をし、その後本市に転入をした者を含む。）のうち、次のいずれにも該当するものをいう。

ア 本市に転入をした日から起算して前 1 年の間、本市に住所を有していない者

イ 本市に転入をした日から起算して 3 年以内の者

- (2) 移住予定者 移住・定住を目的に県外から本市に転入を予定する者（令和 3 年 4 月 1 日以後に県外から県内の他市町に転入をし、その後本市に転入を予定する者を含む。）をいう。

(3) 地域おこし協力隊員 地域おこし協力隊推進要綱（平成 21 年 3 月 31 日付総行応第 38 号総務次官通知）に基づき市が委嘱する地域おこし協力隊員のうち、次のいずれにも該当するものをいう。

ア 平成 28 年 4 月 1 日以後に県外から県内に転入をした者

イ 地域おこし協力隊員の任期 2 年目から任期終了後 3 年以内の者で、引き続き市内に住所を有するもの

(4) 働き手世帯 補助金の交付申請日が属する年度の 4 月 1 日時点において、18 歳以上 60 歳未満の者がいる世帯をいう。

(5) 子育て世帯 働き手世帯であって、かつ、交付申請日において、18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子が属する世帯をいう。

(6) 空き家 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号）第 2 条第 1 項に規定する空家等のうち、愛媛県空き家情報バンク、市空き家バンク又は市長が市空き家バンクに準ずるものとして認めたもの（以下「空き家バンク」という。）に登録されたものをいう。

（補助事業の区分等）

第 3 条 補助事業の区分、補助対象経費及び補助率は、別表に定めるとおりとする。ただし、補助事業の実施に対し、他の補助制度による給付金等を受ける場合は、当該給付金等の額に相当する額を補助対象経費から除くものとする。

（補助事業者）

第 4 条 補助事業者は、移住者（移住予定者を含む。）又は地域おこし協力隊員であって次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 補助事業を行う空き家に第 10 条に規定する補助金の額の確定通知があった日から 5 年以上継続して居住する意思を有する者

(2) 空き家の改修等を行うことができる権原を有する者

(3) 自ら居住するため、本市の地域団体又は移住サポートセンターを通じて空き家を購入し、又は賃借する者

(4) 働き手世帯又は子育て世帯に属する者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者（本人と同一の

世帯に属する者を含む。)は、補助事業者としない。

- (1) 本市及び本市に転入前の住所地において市区町村税を滞納している者
- (2) 既にこの要綱に基づく補助金の交付を受けている者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)

第2条第2号に該当する者

- 3 補助事業者は、補助事業の実施に当たっては、原則として本市に住所を有する個人事業者又は本市に事業所を置く法人に発注するものとする。
- 4 補助事業者が移住予定者であるときは、補助事業の完了の日から起算して1か月以内に本市に転入するものとする。

(補助金の交付申請)

第5条 規則第5条第1項に規定する申請は、様式第1号により行うものとする。

(補助金の交付決定)

第6条 規則第6条第3項に規定する通知は、様式第2号により行うものとする。

(補助事業の着手)

第7条 補助事業者は、前条の規定による補助金の交付決定前に補助事業に着手してはならない。

(補助事業の変更等)

第8条 規則第8条に規定する承認の申請は、様式第3号により行うものとする。

(実績報告)

第9条 規則第12条第1項に規定する報告は、補助事業の完了の日から起算して20日を経過した日又は補助金の交付決定の通知があった日の属する年度の3月20日のいずれか早い日までに、様式第4号により行うものとする。

(補助金の額の確定)

第10条 規則第13条に規定する通知は、様式第5号により行うものとする。

(補助金の請求)

第 11 条 規則第 15 条第 2 項に規定する請求は、精算払にあつては様式第 6 号により、概算払にあつては様式第 7 号により行うものとする。

(その他)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 7 年 4 月 1 日告示第 96 号)

この告示は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 8 年 4 月 1 日告示第 126 号)

この告示は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第3条関係）

補助事業の区分		補助対象経費	補助率
空き家の改修	(1) 木工事	部屋の増改築、間仕切りの変更、床材・内壁等の変更等	<p>(1)～(13)に要する経費の合計が50万円以上のもの</p> <p>〈働き手世帯〉 補助対象経費に3分の2を乗じて得た額又は100万円のいずれか少ない額 (1,000円未満の端数切捨て)</p> <p>〈子育て世帯〉 補助対象経費に3分の2を乗じて得た額又は200万円のいずれか少ない額 (1,000円未満の端数切捨て)</p>
	(2) 屋根工事	屋根材葺き替え、雨漏り修理、屋根瓦の補修等	
	(3) サッシ工事	玄関建具取替え、断熱サッシ工事、シャッター取付け等	
	(4) 建具工事	各種建具（ドアノブ、鍵、戸車、レール等）取替え等	
	(5) 内装工事	床、天井、壁等のクロス貼替え等	
	(6) 外装工事	外壁の改修、張替え、塗替え、コーキング補修等	
	(7) 塗装工事	屋根・外部鉄部塗替え等	
	(8) 左官タイル工事	室内壁塗替え、内外タイル貼替え補修等	
	(9) 給排水設備工事	給湯設備、浴室、洗面、トイレ、キッチン改修工事等	
	(10) 電気設備工事	老朽電気配線、コンセントの取替え等	
	(11) エクステリア工事	空き家と一体化しているテラス及びベランダの設置、改修等	
	(12) 省エネ設備工事	空き家に組み込まれる省エネ設備の設置工事（家庭用蓄電池、高効率給湯器、雨水貯蓄設備等）	
	(13) 外構工事等	車庫、物置、倉庫、門扉、壁等の工事及び植樹、剪定、除草等の植栽工事（空き家の改修と併せて行うものに限る。）	
家財道具の搬出等	入居又は空き家の改修のために不要な家財道具の搬出、処分又は清掃	経費の合計が5万円以上のもの	補助対象経費に3分の2を乗じて得た額又は20万円のいずれか少ない額 (1,000円未満の端数切捨て)